察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第二条」と、「給与改定特例法第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる給与改定特例法第九条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「補償法第四条第一項」と、「同条の」とあるのは「第十二条の」と、「給与改定特例法第十条の規定にかかわらず」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条の規定にかかわらず」と読み替えるものとする。

（人事院規則一七―二の一部改正）

第三十六条　人事院規則一七―二（職員団体のための職員の行為）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（諮問的な非常勤官職を占める職員に関する特例） **第五条**　法第百八条の六第一項の規定は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の諮問的な非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職のみを占める職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）には適用されない。 （専従の期間に関する特例） **第八条**　法附則第七条の規定により読み替えられた法第百八条の六第三項の人事院規則で定める期間は、七年とする。	（諮問的な非常勤官職を占める職員に関する特例） **第五条**　法第百八条の六第一項の規定は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の諮問的な非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職のみを占める職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）には適用されない。 （専従の期間に関する特例） **第八条**　法附則第十八条の規定により読み替えられた法第百八条の六第三項の人事院規則で定める期間は、七年とする。

（人事院規則一八―〇の一部改正）

第三十七条　人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第一条**　派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二　（略） 三　条件付採用期間中の職員 四　法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 五～十三　（略） （平均給与額の特例） **第八条の二**　（略） 2　前項の規定は、検察官に対する補償及び福祉事業に係る平均給与額について準用する。この場合において、同項中「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第二項」と、「同章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第二項」と読み替えるものとする。	（派遣除外職員） **第一条**　派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二　（略） 三　条件付採用期間中の職員（指令で定める職員を除く。） （新設） 四～十二　（略） （平均給与額の特例） **第八条の二**　（略） 2　前項の規定は、検察官に対する補償及び福祉事業に係る平均給与額について準用する。この場合において、同項中「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第二項」と、「同章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第二項」と読み替えるものとする。